

食安監発0707第1号
平成23年7月7日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

日本から香港へ輸出される食鳥肉及び殻付き家きん卵の取扱いについて

対香港輸出食鳥肉（内臓等を含む。）については、本年1月に宮崎県において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認されたことを受け、平成23年1月24日付け監視安全課事務連絡「日本から香港へ輸出される食鳥肉の取扱いについて」により衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、香港特別行政区政府から、日本国内において更なる発生が無いことから、平成23年7月4日以降に生産、食鳥処理された食鳥肉について輸入停止措置を解除する旨連絡がありましたので、衛生証明書の発行を再開するようお願いいたします。

また、平成23年7月4日以降に生産された殻付き家きん卵についても同様に、輸入停止措置が解除されましたのでお知らせします。

なお、福島県、茨城県、群馬県、栃木県及び千葉県で生産、製造された食鳥肉及び殻付き家きん卵については、引き続き香港特別行政区政府により輸入が禁止されていますので、ご留意願います。